

社会福祉法人きらきら 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人きらきら（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員並びに苦情解決第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等に対する報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会等の委任を受け、下記の法人業務を行う場合、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。ただし、当法人の職員を兼ねている役員については支給しない。

(1) 評議員

	日額（日当）
評議員会への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(2) 理事・監事

	日額（日当）
理事会等への出席	3,000円
監事監査等への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(3) 苦情解決第三者委員

	日額（日当）
苦情解決第三者委員会議への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第5条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則

- 1 この規程は、平成29年6月20日制定し、平成29年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、令和2年6月23日制定し、令和2年4月1日より施行する。